

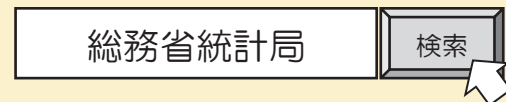
調査票へのご記入ありがとうございました

調査票を提出する前に、調査票6～9ページの「25 生活時間について」も含め、記入もれや記入誤りがないか、もう一度、ご確認ください。

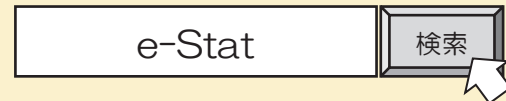
調査結果は令和4年9月頃から順次公表する予定です

◆ 調査結果は、インターネットなどでどなたでもご利用になれます。

総務省統計局のホームページ
<https://www.stat.go.jp/>



政府統計の総合窓口「e-Stat」
<https://www.e-stat.go.jp>

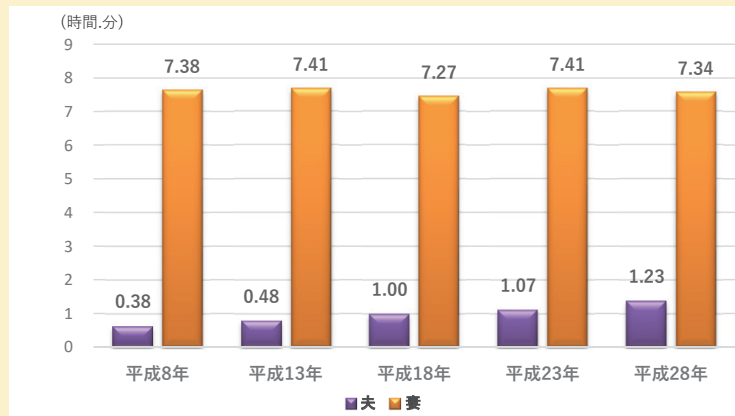


調査結果は広く活用されています

～平成28年社会生活基本調査の結果から～

6歳未満の子供を持つ夫・妻の家事関連時間の推移（平成8～28年） 一週全体平均、夫婦と子供の世帯

夫の家事関連時間は20年で約2倍に増加したものの、妻との差は約6時間となっています。なお、妻の家事関連時間は大きく変化していませんが、家事関連時間のうち家事時間は減少傾向で推移する一方で、育児時間は一貫して増加を続けたことにより、平成28年に調査開始以来初めて育児時間が家事時間を上回るなど家事関連時間の内容に変化も生じています。



(注) 家事関連時間・・・「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計

社会生活基本調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください

- ◆ 金銭を要求することや、銀行口座、クレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- ◆ 政府の統計調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの都道府県又はコールセンターにお知らせください。
- ◆ 社会生活基本調査の調査員は、都道府県知事の発行する「調査員証」を携帯しています。



令和3年社会生活基本調査 調査票の記入のしかた

皆様の暮らしに関わる統計調査であることをご理解の上、調査票へのご記入をお願いいたします。

調査票にご記入いただく前に、本書をよくお読みください。
 (調査票6～9ページの「25 生活時間について」は、同封の『生活時間についての記入のポイント』をご覧ください。)

調査の回答方法は、配布された調査票に記入いただく以外に、インターネットでの回答も可能です。
 インターネットにより回答する場合には、『インターネット回答の操作ガイド』をご利用ください。



調査票の記入内容は、統計法に基づき厳重に保護されます。

調査員をはじめとする関係者には、統計法により調査で知ったことを他に漏らしてはいけな義務（守秘義務）と、これに反したときの罰則が定められています。

- 回答いただいた内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。
- 提出いただく調査票は、統計の作成後、溶解処分するなど、秘密の保護には万全を期しています。
- インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、SSL/TLSによる暗号化通信を行っています。

● 調査の内容、調査票の記入方法、インターネットによる回答方法など、わからない点がありましたら、コールセンターにお問合せいただくか、調査員が訪問した際にご質問ください。

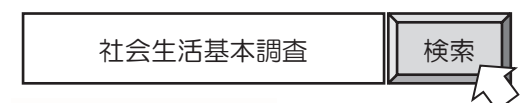
社会生活基本調査コールセンター
 0570-03-1397
市内通話料無料 IP電話の場合：03-6628-5180

設置期間：令和3年11月2日（火）まで
 受付時間：午前8時～午後9時
 （土日・祝日もご利用いただけます）

※ おかけ間違いのないようご注意ください。
 ※ ナビダイヤルの通話料金は、固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合、所定の通話料金となります。

● 令和3年社会生活基本調査に関することは、統計局ホームページでご覧になれます。

▼くわしくはウェブサイト



調査票を記入する人について

- あなたの世帯に住んでいる人のうち、令和3年10月20日現在で、すでに3か月以上一緒に住んでいるか、または、3か月以上にわたって一緒に住むことになっている10歳以上の人は、一人1冊ずつ、もれなく記入してください。
(注) 家族以外の人でも、生計を共にしている単身の同居人や単身の住み込みの雇人は、あなたの世帯に含めてください。
- 10月20日現在、病院や療養所に入院している人や社会福祉施設に入所している人などは、記入する必要はありません。
 - ◎ 旅行、出稼ぎなどで自宅を不在にする場合であっても、期間が3か月未満の人については、自宅で調査します。(旅行、出稼ぎなどで自宅を不在にしている期間が3か月以上にわたる場合は、自宅では調査しません。旅行先や出稼ぎ先が調査対象となった場合は、そこで調査します。)
 - ◎ 3か月以上にわたって、住んでいる所も住むことになっている所もない人は、現在いる場所で調査します。
 - ◎ 学校の学生寮・寄宿舎、下宿屋、県人会の学生寮・学生会館などから通学している学生・生徒・児童は、住んでいる期間にかかわらず、その学生寮・寄宿舎などで調査します。
 - ◎ 船舶に乗り組んでいる人については、自宅で調査します。

調査票の記入方法

- 記入には、必ず黒の鉛筆またはシャープペンシルを使用してください。ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。
- 書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。また、鉛筆の粉、消しゴムの消しクズは、きれいに取り除いてください。
- 調査票は、機械にかけますので、汚したり、水などでぬらしたりしないでください。

2 世帯主との続き柄

- 世帯員のうち一人は必ず「世帯主」とし、他の世帯員は「世帯主」とした人からみた続き柄によって記入します。

世帯主が出稼ぎなどのため、3か月以上不在の場合は、世帯員のうちから世帯主に代わる人(例えば配偶者)を選んで「世帯主」とします。

3 出生の年月

- 年、月は右つづめで記入してください。なお、空いた枠を「0」で埋める必要はありません。

4 配偶者の有無

- 「未婚」には、小学生など結婚できる年齢に満たない人も含めます。

5 教育

- 学校の区分は、以下を参考に記入してください。
 - ・ 専門学校は、修業年限により、当てはまるところに記入してください。在学生については、現在の学年ではなく修業年限により記入します。
 - ・ 高校・専門学校・短大・大学・大学院については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。

- 調査票に記載の学校区分以外の場合は、入学資格や修業年限により、相当する学校区分(小学、中学、高校・旧中、短大・高専、大学、大学院)に記入します。

▼ 高等専修学校、各種学校の場合
入学資格や修業年限により、相当する学校区分に記入します。下表に該当しない場合は、直前の最終卒業学校について記入します。

高等専修学校、各種学校		学校区分
専修学校高等課程(高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

- 中途退学した人は、直前の最終卒業学校について記入してください。小学校を中途退学した場合は、「在学したことがない」とします。
- 学習塾・洋裁教室・料理教室・英会話教室や職員・社員の研修所・訓練所などはここでいう学校には含めません。

調査票の記入に当たって

調査票2ページ

6 ふだんの健康状態

▼ ここでいう「ふだんの生活への影響」とは

以下のような生活行動への影響をいいます。

- 衣服の着脱、食事、入浴
- 外出
- 仕事、家事、学業
- 習慣的・定期的に行う運動（スポーツを含む。）

など

6 ふだんの健康状態
・ふだんの生活への影響の有無などにより もっとも当てはまるものを記入してください

良	まあ良い	ふつう	あまり良くない	良くない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

10～14歳の人 15歳以上の人

4ページ 21欄へ 右段 7欄へ

「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」及び 「8 日常生活への支障の程度」について

「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」は、病気やけがなどの健康問題が「ある」か「ない」かについて記入します。また、「8 日常生活への支障の程度」は、病気やけがなどの健康問題が「ある」か「ない」かにかかわらず、心身の状態を原因とする日常生活への支障の程度について記入します。ここでの「日常生活への支障」は、心身の状態を原因とするものに限られ、経済的な理由などによる日常生活への支障は含みません。

なお、「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」と「8 日常生活への支障の程度」は、いずれも「6 ふだんの健康状態」で「良い」、「良くない」など5つの選択肢のどれを記入したかにかかわらず、自身の状況に応じて記入してください。

7 慢性的な病気や長期的な健康問題

▼ ここでいう「慢性的な病気や長期的な健康問題」とは

6か月以上続いている、または続くと予想される病気やけがなど心身の健康問題のことをいいます。

- 「慢性的な病気や長期的な健康問題」には、生活を送る中で発症した病気や事故を原因とする外傷・その他のけがだけでなく、先天的なものも含まれます。また、慢性的な病気の場合、医師からの診断がされていない場合でも、診断を受ければ病気等と診断されるような場合は「ある」とします。慢性的な病気があるものの、薬や機器により痛みや症状が抑えられている場合も「ある」とします。
- 「慢性的な病気や長期的な健康問題」は、状態が重いか軽いかは問いません。
- 例えば、6か月以上の定期的な通院や投薬を受けている場合は「ある」とし、高齢によりある程度の身体機能の低下はあるものの、定期的な通院や投薬、症状などが無い場合には「ない」とします。

7 慢性的な病気や長期的な健康問題
・慢性的・長期的とは 6か月以上続いているまたは続くと予想されることをいいます

慢性的な病気や長期的な健康問題

あ	な
<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

（「ある」「ない」にかかわらず 8欄に記入してください）

8 日常生活への支障の程度

▼ ここでいう「日常生活への支障の程度」とは

日常生活を送る上で、心身の状態を原因として生じる支障の程度のことをいいます。経済的な理由など心身の状態を理由としないものは含みません。

- 本設問は、「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」の記入内容にかかわらず、自身の「日常生活への支障の程度」に応じて記入します。
- 支障の程度は、一般的にイメージされる日常生活を基準にします。

▼ 「日常生活に非常に支障がある」とは

日常生活における各活動の達成が不可能、または極端に困難な状態にあることをいいます。「日常生活に非常に支障がある」人は、通常、一人では活動できず、他者からの援助を必要とします。

▼ 「日常生活にある程度支障がある」とは

日常生活における各活動を実行し、達成することが多少困難な状態にあることをいいます。「日常生活にある程度支障がある」人は、通常、他者からの援助を必要とせず、必要な場合も毎日ではありません。

- 例えば、高齢による身体機能の低下や障害があることに伴い、食事や移動、着替えといった活動を行うことが困難な状態である場合は、「日常生活に支障はない」ではなく、「日常生活に非常に支障がある」または「日常生活にある程度支障がある」とします。
- 薬や機器によって支障なく日常生活を送ることができている場合は「日常生活に支障はない」とします。

▼ 「支障は6か月以上継続している（いない）」とは

支障の期間が過去これまでに6か月以上継続している（いない）ことをいいます。将来の予測の期間は含みません。

- 6か月未満の短期的・一時的なけがや病気などにより現在まで日常生活に支障がある場合は、「日常生活に非常に支障がある」または「日常生活にある程度支障がある」とし、「支障は6か月以上継続していない」とします。

8 日常生活への支障の程度
・心身の状態を原因とする支障に限定して記入してください
・もっとも当てはまるものを記入してください

日常生活に非常に支障がある		日常生活にある程度支障がある		日常生活に支障はない
支障は6か月以上継続している	支障は6か月以上継続していない	支障は6か月以上継続している	支障は6か月以上継続していない	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	

9 介護を受けていますか

●単に家事を依頼している場合は、「介護を受けていない」とします。

9 介護を受けていますか

・介護とは 日常生活における入浴・着がえ・トイレ・移動・食事などの際の手助けや洗濯・掃除などの家事援助などを行うことをいいます
・介護には 介護保険法における要介護認定や 障害者総合支援法における障害支援区分の認定を受けていない人に対する介護も含めます
・一時的な病気などに対する介護は除きます

(当てはまるものすべてに記入してください)

自宅に住んでいる人から受けている
自宅外に住んでいる人から受けている (親族 訪問介護・デイサービスなど)

介護を受けていない

月に3日以内 週に1日 週に2日 週に3日 週に4～5日 週に6日以上

10 介護家族の介護をしていますか

●「介護」の状態がはっきり決められない場合は、おおむね1年間に30日以上介護をしていれば「介護家族の介護をしている」とします。

10 介護家族の介護をしていますか

・介護している家族が自宅外にいる場合は 介護している家族が住んでいる場所について記入してください

(当てはまるものすべてに記入してください)

65歳以上の家族を介護
その他の家族を介護

自宅内 自宅外 自宅内 自宅外

同じ敷地内または近くに住んでいる (徒歩で5分程度) その他

介護をしていない

11 介護仕事をしていますか

▼ここでいう「仕事」とは
収入を伴う仕事をいい、内職、臨時の仕事、アルバイト、パートで行っている仕事も含めます。
また、家族の人が自家営業の仕事を手伝っている場合は、無給であっても「仕事」に含めます。

11 介護仕事をしていますか

・仕事とは 収入を伴う仕事をいい 自家営業 (農業や店の仕事など) の手伝いや内職・アルバイトなども含めます
・通学には 予備校・専修学校・各種学校などに通っている場合も含めます
・育児休業や介護休業などのため仕事を一時的に休んでいる場合は 「仕事をしている」とします

仕事をしている人 仕事をしていない人

おもに仕事 家事などのかわりに仕事 通学のかわりに仕事 家事 通学 その他

▼「仕事をしている」とは
介護仕事をしており、今後も仕事を続けていく場合をいいます。

●仕事を休んでいる場合は、収入の有無にかかわらず「仕事をしている人」に含めます。
●仕事があつたりなかったりする人や、忙しいときだけ自家営業の仕事を手伝う家族の人など、介護の状態がはっきり決められない場合は、おおむね1年間に30日以上仕事をしている場合を「仕事をしている」とします。

▼ここでいう「通学」とは
小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校または専修学校に通っている場合も含めます。

12 仕事をしたいと思っていますか

●将来的なことではなく、現在仕事をしたいと思っているかどうかによって記入します。

▼「仕事をしたい」とは
現在仕事をしたいと思っており、仕事があつたとき、その仕事につくことができる場合に限ります。

- 子供が小さく、子育て後に仕事をしたいと思っている場合は、「仕事をしたいと思っていない」とします。
- 在学中の学生が、その学校を卒業後に就職を考えている場合は、「仕事をしたいと思っていない」とします。ただし、アルバイトなどを探している場合は、「仕事を探している」とします。
- 来春、学校卒業後でなければ仕事につかないという人は、「仕事をしたいと思っていない」とします。

▼ここでいう「仕事を探している」には

公共職業安定所 (ハローワーク) や民間職業紹介所に申し込んだり、直接人に頼んで仕事を探してもらったり、新聞広告の求人欄を見て応募をしている場合、また、その結果を待っている場合や労働者派遣事業所に登録して仕事があるのを待っている場合も含めます。
さらに、事業を始めるための資金、資材、設備の調達などの準備をしている場合も含めます。

13 勤めか自営かの別

▼二つ以上の仕事に従事している場合は
おもな仕事 (収入が多い方、収入が同じ場合は勤務時間が長い方) について記入してください。

- 雇用されている人
…会社・団体・官公庁や個人商店などに雇われている人をいい、住み込みの家事手伝い、日々雇用されている人、パートやアルバイトなどで働いている人も含めます。
- 会社などの役員
…会社の社長・取締役・監査役、独立行政法人の理事・監事などの役員をいいます。
- 雇人のある業主
…個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医などで、人を雇って事業を営んでいる場合をいいます。
- 雇人のない業主
…個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・著述家・行商従事者などで、本人または無給で家業を手伝っている家族だけで事業を営んでいる場合をいいます。
- 自家営業の手伝い (家族従業者)
…自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている人をいいます。給料・賃金をもらっている場合は、家族であっても、「雇用されている人」とします。

労働者派遣事業所の派遣社員は、「パートさん」、「アルバイトさん」などと呼ばれている場合であっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。

14 勤務形態

●育児休業や介護休業など、仕事を一時的に休んでいる場合は、休業前の状態について記入してください。

▼「フルタイム」には
勤め先での呼称が「パート」や「アルバイト」などであっても、1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の場合を含めます。

15 年次有給休暇の取得日数

●年次有給休暇がある場合で、今の仕事について1年未満の人や、育児、介護、病気療養のためこの1年間に長期にわたって休暇をとっていた人は、「その他」とします。

▼時間単位または半休などで年次有給休暇を取得した場合は
この1年間に取得した年次有給休暇時間を合算して、あらかじめ決められた1日の労働時間によって日数に換算して記入します。端数については切り上げます。
(例) 年次有給休暇を10日と4時間取得した場合は「11日」とします。

13 勤めか自営かの別

・業主とは 個人で事業を営んでいる人 (農業などを含む) や自由業の人をいいます
・雇用されている人は 勤め先における呼称について記入してください
・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて働いている人をいいます

雇用されている人

正規の職員・従業員
パート
アルバイト
契約社員
嘱託
労働者派遣事業所派遣社員
その他

会社
個人
役員
主

雇人のない業主
雇人のある業主
自家営業の手伝い (家族従業者)

家庭内
個人
家庭内
個人
家庭内
個人

下段 16欄へ

14 勤務形態

・介護の勤務形態について記入してください
・フルタイムとは 1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の勤務 (1日8時間で週5日など) をいいます
・短時間勤務とは フルタイムの人に比べ 1週間のあらかじめ決められた労働時間が短い勤務 (1日6時間 1日8時間で週3日など) をいいます

フルタイム 短時間勤務

始業時間が固定されている 始業時間が固定されていない

始業時間などを
選択できる
(裁量労働、フレックス
タイムなど)

始業時間などが
会社の都合で
決められている
(交替勤務など)

15 年次有給休暇の取得日数

・年次有給休暇がある場合は そのうちこの1年間に取得した年次有給休暇の日数を記入してください
・病気休暇・忌引きなどは除きます
・年次有給休暇がない場合は 年次有給休暇がないに記入してください

年次有給休暇がある場合のこの1年間の取得日数

0日 1日 6日 11日 16日 21日以上 その他 (1年間未満)

年次有給休暇がない

16 本人の仕事の内容

・実際にしているおもな仕事の内容を詳しく記入してください
 ・記入に当たっては「調査票の記入のしかた」をごらんください

出荷伝票の整理事務

右段 17欄へ

16 本人の仕事の内容

● ここで書いていただいた仕事の内容をそれぞれ該当する職業分類に分類するため、勤め先の事業の内容ではなく、本人がしている仕事の内容を記入してください。（分類を正確に行うために記入いただいているものであり、そのまま集計されるものではありません。）

・「会社員」、「事務員」、「営業部員」、「工員」、「公務員」のようなおおまかな書き方ではなく、実際にどのような仕事をしているかがわかるように記入してください。

良い例 ○	悪い例 ×
庶務事務員、預金窓口事務員 など	事務員
販売店員、スーパーレジ係 など	店員、サービス業
テレビの組立て、金属旋盤加工 など	工員、製造業
戸籍事務、建築主事 など	公務員

・例えば、「看護師」、「美容師」など、仕事の内容を十分に言い表す職名があるときは、その職名をそのまま記入してください。

「労働者派遣事業所の派遣社員」は、派遣先で自分が実際にしている仕事の内容を記入してください。

▼ 二つ以上の勤務先で仕事の内容が異なる場合は

そのうちおもな仕事（収入が多い方、収入が同じ場合は勤務時間が長い方）を一つだけ記入してください。

▼ 一つの勤務先で二つ以上の仕事に従事している場合は

勤務時間が長い方を一つだけ記入してください。

勤務時間が同じ場合など、勤務時間によって判断することができない場合は、以下の例を参考に記入してください。

・技能的な仕事と販売の仕事の両方をしている人は、技能的な仕事を記入してください。

（例）靴の修理と販売をしている人…「靴の修理」
 薬の調剤と販売をしている人…「薬剤師」

・経営者で経営管理以外の仕事に直接従事している人は、その直接従事している仕事を記入してください。

（例）食堂の経営者で調理もしている人…「食堂の調理人」
 病院の院長で内科の診療もしている人…「内科医師」

仕事の内容	記入例		
1 事業の経営や管理的な仕事	会社社長 工場経営者	総務課長 協会理事	
2 専門的または技術的な仕事	インテリアデザイナー あん摩マッサージ指圧師 特別支援学校教員 弁護士 プログラマー 保育士	電気化学技術者 歯科医師 小学校教員 ケアマネジャー 薬剤師 プロ野球選手	土木機械設計技師 看護師 学習塾教師 舞踊家 測量士 宗教家
3 事務的な仕事	経理事務員 貯金窓口事務員	電子計算機オペレータ 電気メーター検針員	パソコン操作員 タクシー配車係
4 商品の仕入れ・販売の仕事	小売店主 自動車のセールス員	コンビニエンスストア販売員 保険外交員	販売店員 化粧品訪問販売員
5 調理・接客・サービスの仕事	看護助手 飲食店主	理容師 レストランの調理師	レンタルショップ店員（DVD等） 劇場接客案内係
6 家事サービスなどの仕事	ホームヘルパー ベビーシッター	訪問介護員 家政婦（夫）	ハウスメイド
7 保安の仕事	自衛官 税関監視官	警察官 建設現場誘導員	消防員 警備員
8 農畜産物・林産物の育成採取などの作業	しいたけ栽培者 育林業者 立木の伐採者	乳牛飼育者 山林監視員 もやし製造者	養鶏業者 植木職 造園師
9 水産物の採取や養殖の作業	漁労長 真珠養殖業者	漁労船船長 天草の採取人	さし網漁師 水族館飼育員
10 金属製品の製造・加工作業	製鋼工 アルミニウム鋳物工	金属熱処理工 板金設備オペレータ	金属圧延作業工 アーク溶接工
11 金属製品以外の製造・加工作業	医薬品製剤工 プラスチック原料製造工	ゴム加硫工 合成洗剤製造工	写真製版工 婦人・子供服仕立工
12 機械器具の組み立て作業	自動車エンジン組立工 時計調整工	光ファイバーケーブル製造工 光学機械器具組立工	輸送機械組立オペレータ コンタクトレンズ研磨工
13 機械の整備・修理作業	自動車整備工 時計修理工	事務用機械修理工 機械分解工	航空機修理工 電車修理工
14 製品の検査作業	木材検査工 溶接検査工	薬品検査工 陶磁器検査工	プラスチック製品検査工 製本検査工
15 機械の検査作業	電気機械部品検査工 定置機関検査工	自動車検査工 工作機械検査工	航空工場検査員 鉄道検車手
16 塗装や写真現像などの生産に関連したまたは類似する技能的な仕事	吹付塗装工 製図工	CADオペレータ 写真焼付工	映写技師 機械製図工
17 電車・自動車・船舶・飛行機などの運転・操縦、機械運転の仕事	貨物船機関長 クレーン運転工 ロードローラの運転士	トラック運転手 航空機操縦士 バスガイド	ボイラー・オペレータ 電車運転士 旅客船機関士
18 建設・土木作業・電気工事の作業	大工 左官見習	屋内電気工事人 土木作業員	水道配管工 鉄道保線作業員
19 鉱物の採掘・採取などの作業	石切出業者 支柱員	砂利採取員 坑内運搬員	坑内ガス検査員 鉱山発破員
20 運搬・清掃・包装などの作業	新聞配達員 宅配配達員	ビルの清掃員 倉庫作業員	荷造り作業員 郵便外務員

9ページにある記入例を参考にしてください。

17 勤め先・業主などの企業全体の従業者数

▼ 「従業者数」には

- パートや臨時に働いている人も含めます。個人経営の商店や農家などの場合は、事業主自身のほかに家業を手伝っている家族も含めます。
- 官公庁や国立大学法人、独立行政法人、国営・公営の事業所（例えば、公立の小学校・中学校・高等学校、公立の病院など）に雇われている人は、「官公など」とします。
- 公社、公庫及び事業団などの政府関係機関の場合は、「官公など」には含めず、それぞれの従業者数の区分により記入します。
- 「労働者派遣事業所の派遣社員」の場合は、派遣先の従業者数の区分により記入してください。

17 勤め先・業主などの企業全体の従業者数									
・本社・本店・支店・出張所・工場なども含めた企業全体の従業者数について記入してください									
・国営・公営の事業所に雇用されている人は 官公などに記入してください									
1人	5人	10人	30人	100人	300人	1000人	5000人以上	官公など	
○	○	○	○	●	○	○	○	○	○

18 仕事からの1年間の収入または収益（税込み）									
・仕事からのこの1年間の収入について記入してください									
・自家営業の場合は 売上高から必要経費を差し引いた営業利益について記入してください									
・ふだん副業をしている場合は それも含めた1年間の合計について記入してください									
・仕事について1年未満の人は 1年間の見積額について記入してください									
収入なし	50万円未満	50万円～99万円	100万円～149万円	150万円～199万円	200万円～249万円	250万円～299万円	300万円～399万円		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
400万円～499万円	500万円～599万円	600万円～699万円	700万円～799万円	800万円～899万円	900万円～999万円	1000万円～1499万円	1500万円以上		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

18 仕事からの1年間の収入または収益（税込み）

▼ 「仕事からのこの1年間の収入」には

毎月の給料、賃金、残業手当などのほか、期末手当やボーナスなども含めます。

▼ この1年間に仕事を変えた人は

この1年間に仕事を変えたり、新たに仕事についた人は、今の仕事についたときから現在までの実績を基にして、1年間の収入額を見積もって記入してください。前の仕事からの収入及び退職金は含めません。

▼ 「労働者派遣事業所の派遣社員」の場合は

派遣先事業所が変わったかどうかにかかわらず、派遣元事業所から支給されたこの1年間の賃金・給料などを記入してください。

▼ 仕事を休んでいる場合は

育児休業や介護休業など、現在仕事を休んでいる人は、この1年間に仕事から得た収入があればそれについて記入してください。ただし、育児休業手当や介護休業手当などの給付金は除きます。

19 ふだんの1週間の就業時間

▼ 「就業時間」には

- 本業・副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなどをしていいる場合は、それら全ての時間を含めます。ただし、通勤時間、食事の時間、休憩時間などは含めません。
- 家事の時間や、無報酬または実費程度の金額の支払を受けているボランティア活動などの時間は含めません。
- 残業や早出をした時間もそれが継続的でふだんの状態であれば含めます。
- 時間の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

19 ふだんの1週間の就業時間							
・ふだん残業や副業をしている場合は それも含めた1週間の合計について記入してください							
15時間未満	15～29時間	30～34時間	35～39時間	40～48時間	49～59時間	60時間以上	きまっていない
○	○	○	○	○	●	○	○

20 希望する1週間の就業時間							
・希望する時間だけ働けるとすれば 1週間に何時間ぐらい働きたいかについて記入してください							
15時間未満	15～29時間	30～34時間	35～39時間	40～48時間	49～59時間	60時間以上	その他(就業希望なし)
○	○	○	○	○	○	○	○

20 希望する1週間の就業時間

▼ 「希望する時間」には

本業・副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなど、それら全ての時間を含めます。ただし、通勤時間、食事の時間、休憩時間などは含めません。



22 ボランティア活動について

・職業として行っているものは除きます
 ・行っている活動の目的が 複数の活動に当てはまる場合は 当てはまる活動それぞれについて この1年間にしたものと記入してください

(1) この1年間に何日ぐらいしましたか (下の1~9の数字で記入)

1: まったくしなかった
 2: 1~4日
 3: 5~9日
 4: 10~19日 (月に1日)
 5: 20~39日 (月に2~3日)
 6: 40~99日 (月に1週)
 7: 100~199日 (月に2~3週)
 8: 200日以上 (月に4日以上)
 9: 何日ぐらいしたかわからない

(2) 1日あたり何分ぐらいしましたか
 ・1日当たりの平均時間を記入してください

(3) 団体などに加入して行っていますか (当てはまるものすべてに記入してください)

加入して行っている	加入しないで行っている
ボランティアを目的とするクラブ・サークル、市民団体など NPO (特定非営利活動法人) 地域社会とのつながりの強い町内会などの組織 その他 その他の団体	加入しないで行っている

健康や医療サービスに関係した活動 (献血 入院患者の話し相手 安全な食品を広めること など) → 1 → 00分

高齢者を対象とした活動 (高齢者の日常生活の手助け 高齢者とのレクリエーション など) → 4 → 45分

障害者を対象とした活動 (手話 点訳 朗読 障害者の社会参加の協力 など) → 1 → 00分

子供を対象とした活動 (子供会の世話 子育て支援ボランティア 学校行事の手伝い など) → 1 → 00分

スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動 (スポーツを教えること 日本古来の文化を広めること 美術館ガイド 講演会・シンポジウム等の開催 など) → 6 → 240分

まちづくりのための活動 (道路や公園等の清掃 花いっぱい運動 まちおこし など) → 1 → 00分

安全な生活のための活動 (防災活動 防犯活動 交通安全運動 など) → 1 → 00分

自然や環境を守るための活動 (野鳥の観察と保護 森林や緑を守る活動 リサイクル運動 ゴミを減らす活動 など) → 1 → 00分

災害に関係した活動 (災害を受けた人に食べものや着るものを送ること 炊き出し など) → 5 → 180分

国際協力に関係した活動 (海外支援協力 難民支援 日本にいる外国人への支援活動 など) → 1 → 00分

その他 (人権を守るための活動 平和のための活動 など) した・しなかったのいずれかを記入

1日でもした場合は (2)以降も記入してください

22 ボランティア活動について

「ボランティア活動」の内容は、23ページの「内容例示」を参考にしてください。

▼ ここでいう「ボランティア活動」とは

以下の要件を満たすものをいいます。

- ① 自発性……自らの意思に基づく行動
- ② 貢献性……他の人々や社会の福利の向上を目的とした行動
- ③ 無償性……労働の対価（報酬、賃金など）を目的としない行動

ただし、以下の活動は、ここでいう「ボランティア活動」に含みません。

- 〔宗教活動、政治活動、消費者運動、市民運動、権利主張や政策提言型の運動〕
- ・活動のために交通費など、実費程度の金額の支払を受けても報酬とみなさず、その活動はボランティア活動に含めず。
 - ・ボランティア団体が開催する催物などへの単なる参加は、個人の楽しみとしての「趣味・娯楽」、「スポーツ」などに当たり、「ボランティア活動」には含めません。

(1) この1年間に何日ぐらいしましたか

- 「健康や医療サービスに関係した活動」から「国際協力に関係した活動」までの全ての活動について、この1年間に何もしなかった活動も含め、1~9の選択肢から、この1年間に実際にした日数（またはまったくしなかった）で当てはまるものを必ず選んで記入してください。
- この1年間にまったくしなかった活動には、「1」を記入してください。
- 「その他」については「した」か「しなかった」のいずれかに記入してください。
- (1) で2~9を記入した場合は、(2) に1日当たりの平均時間を記入し、(3) の当てはまるもの全てに記入してください。

(2) 1日あたり何分ぐらいしましたか

- 平均時間を右づめで記入してください。
- 平均時間がわからない場合は、直近に行った際の時間を記入してください。

(3) 団体などに加入して行っていますか

- ◇ ボランティアを目的とするクラブ・サークル、市民団体など
 …日赤奉仕団（自治会、町内会と一体の機能を持っている場合を除く。）、ライオンズクラブ、大学のボランティアサークルなどをいいます。
- ◇ 地域社会とのつながりの強い町内会などの組織
 …町内会、老人クラブ、青年団、自治会、婦人会など地域社会とのつながりの強い団体で、ボランティアを主たる目的としない団体をいいます。
- ◇ その他の団体
 …ボランティアを主たる目的としない団体で、PTAなどをいいます。
- ◇ 加入しないで行っている
 …団体などに加入せず個人で行っている場合のほか、国等から民生委員、児童委員、保護司、行政相談委員などに委嘱されている場合は「加入しないで行っている」とします。

23 スポーツ 趣味・娯楽について		1: まったくしなかった		2: 1~4日		3: 5~9日		
スポーツ 趣味・娯楽をこの1年間に何日ぐらいしましたか (しなかった場合を含め 右の1~9の数字から選んで記入してください)		4: 10~19日 (月に1日)		5: 20~39日 (月に2~3日)		6: 40~99日 (週に1日)		
		7: 100~199日 (週に2~3日)		8: 200日以上 (週に4日以上)		9: 何日ぐらいしたかわからない		
<スポーツ> ・単に見物している場合や授業・研修として行うものは除きます ・クラブ活動や部活動は含めます ・この1年間に1日もしなかった場合を含め すべての種目に記入してください	野球 (キャッチボールを含む)	1	テニス	1	ボウリング	2	ジョギング・マラソン	1
	ソフトボール	1	バドミントン	1	つり	1	ウォーキング・軽い体操	1
	バレーボール	1	ゴルフ (練習場を含む)	1	水泳	1	ヨガ	1
	バスケットボール	1	グラウンドゴルフ	1	スキー・スノーボード	3	器具を使ったトレーニング	7
	サッカー (フットサルを含む)	6	柔道	1	登山・ハイキング	1	その他のスポーツ (した場合) (おもな種目名を一つ記入してください)	ゲートボール
卓球	1	剣道	1	サイクリング	1			
<趣味・娯楽> ・授業・仕事および家事として行うものは除きます ・クラブ活動や部活動は含めます ・この1年間に1日もしなかった場合を含め すべての種目に記入してください	スポーツ観戦・観戦 (テレビ・スマートフォン・パソコンなど)	2	邦楽 (民謡 日本古来の音楽を含む)	1	編み物・手芸	1	マンガを読む	1
	美術鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなど)	1	コーラス・声楽	1	趣味としての料理・菓子作り	4	囲碁	1
	演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなど)	1	カラオケ	1	園芸・庭いじり・ガーデニング	1	将棋	1
	映画館での映画鑑賞	2	邦舞・おどり	1	日曜大工	1	パチンコ	1
	映画館以外での映画鑑賞 (テレビ・DVD・パソコンなど)	2	洋舞・社交ダンス	1	絵画・彫刻の制作	1	スマートフォン・家庭用ゲーム機などによるゲーム	7
	コンサートなどによるクラシック音楽鑑賞	1	書道	1	陶芸・工芸	1	遊園地・動植物園 水族館などの見物	2
	コンサートなどによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞	1	華道	1	写真の撮影・プリント	1	キャンプ	1
	CD・スマートフォンなどによる音楽鑑賞	7	茶道	1	詩・和歌・俳句・小説などの創作	1	その他の趣味・娯楽 (した場合) (おもな種目名を一つ記入してください)	ジグソーパズル
	楽器の演奏	1	和裁・洋裁	1	趣味としての読書 (マンガを除く)	8		

23 スポーツ 趣味・娯楽について

- スポーツは「野球」から「器具を使ったトレーニング」まで、趣味・娯楽は「スポーツ観戦・観戦」から「キャンプ」までの全ての種目について、この1年間に何もしなかった内容も含め1~9の選択肢から、この1年間に実際にした日数(またはまったくしなかった)で当てはまるものを必ず選んで記入してください。
 - この1年間にまったくしなかった種目には、「1」を記入してください。
 - 「その他のスポーツ」及び「その他の趣味・娯楽」については、した場合にその内容を記入してください。
- ▼ ここでいう「スポーツ」とは
個人の自由時間の中で行うものをいいます。
- ・スポーツを職業とする人(いわゆるインストラクターやプロスポーツ選手)は、自分の職業とは関係がない種目のスポーツを行った場合のみ含めます。
例えば、ヨガのインストラクターがゴルフを行った場合は、ゴルフを「した」に含めます。
- ▼ ここでいう「趣味・娯楽」とは
個人の自由時間の中で行うものをいいます。
- ・「スポーツ観戦・観戦」、「美術鑑賞」、「演芸・演劇・舞踊鑑賞」、「映画館での映画鑑賞」、「コンサートなどによるクラシック音楽鑑賞」及び「コンサートなどによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」は、競技場・劇場などへ出かけて観覧・観戦・鑑賞した場合に「した」とします。
 - ・「スポーツ観戦・観戦」及び「〇〇鑑賞」とあるもの以外は、単に見たり、聴いたりするのではなく自分で行った場合に「した」とします。

スポーツについて

- ◇ 野球 …… キャッチボール、バッティングセンターでのバッティングも含めます。
- ◇ バレーボール …… コートを使わない場合も含めます。
- ◇ バスケットボール …… 少人数で行う場合(スリーオンスリーなど)も含めます。
- ◇ サッカー …… 少人数で行う場合(フットサルなど)も含めます。
- ◇ テニス …… コートを使わない場合(壁打ちなど)も含めます。
- ◇ ゴルフ …… ゴルフ練習場で行った場合も含めます。
- ◇ 水泳 …… 海水浴などで、まったく泳がなかった場合は除きます。
- ◇ ウォーキング・軽い体操 …… 本人が運動として意識して行っている場合をいいます。本人が運動として意識して行っていれば、犬との散歩やラジオ体操も含めます。
- ◇ 器具を使ったトレーニング …… なわとび、ダンベルなどの器具を使って行う場合をいいます。
- ◇ その他のスポーツ …… この1年間に調査票の種目以外でしたものがある場合は、おもな種目名を一つ記入してください。

趣味・娯楽について

- ◇ コン서트などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞 …… 歌手などのライブや音楽会に行った場合も含めます。
- ◇ CD・スマートフォンなどによる音楽鑑賞 …… インターネットで配信されているライブ映像で音楽を聴いた場合も含めます。
- ◇ 楽器の演奏 …… 曲の和・洋を問わず、楽器の演奏をした場合をいいます。ただし、日本古来の楽器の演奏は「邦楽」とします。
- ◇ 洋舞・社交ダンス …… フラダンス、フォークダンス、ジャズダンス、バレエも含めます。
- ◇ 詩・和歌・俳句・小説などの創作 …… 日記(インターネットを利用して行うものを含む)も含めます。
- ◇ 囲碁 ◇ 将棋 …… パソコンやインターネットを利用して行うものを含めます。
- ◇ スマートフォン・家庭用ゲーム機などによるゲーム …… パソコンなどで行うゲームも含めます。
- ◇ その他の趣味・娯楽 …… この1年間に調査票の種目以外でしたものがある場合は、おもな種目名を一つ記入してください。

24 旅行・行楽について

(1) どのような旅行・行楽をこの1年間に何回ぐらいしましたか
 ・回数を書き込んで記入してください
 ・旅行・行楽をしていない場合は「0」と記入してください
 ・10回以上の場合は「10」と記入してください

【例】 0回の場合 3回の場合 10回以上の場合は

(2) どのような人となりましたか
 (当てはまるものすべてに記入してください)

	家族と	学校・ 職場の人と	地域の人と	友人・知人・ その他の人と	一人で
行楽 (半日以上の日帰りをいい 夜行日帰りも含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
国内 観光旅行 (レクリエーション・スポーツなどのための旅行を含む) 帰省・訪問などの旅行	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
海外 観光旅行 (レクリエーション・スポーツなどのための旅行を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

回数記入欄: 4回 (2)も記入してください (1回以上記入してください)

24 旅行・行楽について

● ここでいう「旅行・行楽」には、業務出張・研修、修学旅行、ボランティア活動に参加するための旅行は含みません。また、これらのついでに観光旅行をした場合も含みません。

▼ 「旅行」とは

- 1泊2日以上にわたる全ての旅行をいいます。したがって、日帰りの旅行は含めません。
- ◇ 観光旅行 …… 名所・旧跡などの見物・見学旅行、職場やサークルの旅行、ぶどう狩り、つり、登山、ハイキング、スキー、海水浴のための旅行や湯治などの、見物、見学、休養、慰安、親睦、スポーツなどを目的とした1泊2日以上旅行をいいます。
 - ◇ 帰省・訪問などの旅行 …… 帰省・訪問などのついでに観光旅行をした場合も含めます。

▼ 「行楽」とは

日常の生活圏を離れ、見物、見学、休養、慰安、親睦、スポーツなどを目的として半日以上かけて行くものをいい、夜行日帰りも含めます。

- この1年間に行った回数が1～9回の場合は記入枠に、それぞれの回数を記入します。
 (例) 3回した場合は「3」と記入します。
 6回した場合は「6」と記入します。
- この1年間に行った回数が10回以上の場合は一律に「10」と記入します。
 (例) 15回した場合は「10」と記入します。
- 回数は右づめで記入してください。



25 生活時間について

指定された第1日と第2日の行動について それぞれ記入してください

指定された第1日と第2日は 次のいずれかに当てはまりますか
 (当てはまるものすべてに記入してください)

	旅行・ 行楽	行事または 冠婚葬祭 (半日以上 の参加)	出張・ 研修 など	テレワーク 在宅 勤務	それ 以外	療養	休みの日 (休暇・ 休日など)	育児休業・ 子の看護 休暇	介護休業・ 介護休暇	いずれにも 当てはまら ない
【第1日】 10月●●日 (●曜日)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【第2日】 10月△△日 (△曜日)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

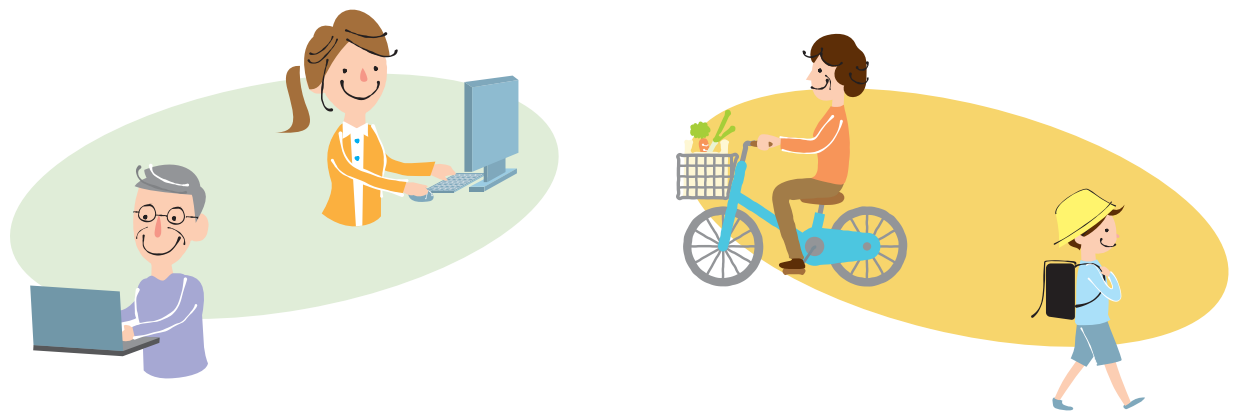
6～9ページの「25 生活時間について(つづき)」の記入に当たっては「生活時間についての記入のポイント」をごらんください

令和3年社会生活基本調査 調査票5 「調査票5」
生活時間についての記入のポイント

25 生活時間について

● 指定された2日間それぞれの状況として当てはまるもの全てに記入してください。ただし、「いずれにも当てはまらない」に記入した場合は、他の選択肢に記入しません。

- ◇ テレワーク …… ICT (情報通信技術) を利用し、以下のいずれかの形態で勤務する場合のことをいいます。
 - ・雇用されている人が、本来の勤務地とは別の場所働く形態
 - ・雇用されている人または自ら事業を営んでいる人が、主として自宅または自宅に準じた自ら選択した場所で働く形態
 なお、サテライトオフィスやモバイルワークによるテレワークの場合は、「それ以外」に記入します。
- ◇ いずれにも当てはまらない …… ふだん仕事、学業、家事をしている人が、ふだんのおりの仕事(出勤)、学業、家事をしている日はここに含めます。



このページは 世帯主のみ 記入してください

世帯について

26 世帯の年間収入(税込み)	100万円未満	100～199万円	200～299万円	300～399万円	400～499万円	500～599万円
・世帯全体のこの1年間の収入について記入してください ・収入には 仕事からの収入や収益だけでなく 年金・恩給などの給付金 配当金 仕送り金なども含めます ・ただし 不動産や証券などの財産の売却収入 相続や贈与に伴う収入 退職金などの経常的でない収入は含めません ・記入に当たっては「調査票の記入のしかた」をごらんください	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	600～699万円	700～799万円	800～899万円	900～999万円	1000～1499万円	1500万円以上
	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

27 不在者の有無	いない	いる (世帯主からみた続き柄で記入してください)			
・単身赴任 出稼ぎのため3か月以上(見込みも含む) 住居を離れている人 および入院のため調査日(10月20日) 現在住居を離れている人すべてについて記入してください 単身赴任者または出稼ぎ者の有無 → <input checked="" type="radio"/> 入院している者の有無 → <input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	配偶者	父母または配偶者の父母	子または子の配偶者	その他
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

26 世帯の年間収入(税込み)

▼ 「世帯の年間収入」とは

世帯のおもな働き手の収入だけでなく、全ての世帯員のこの1年間の収入(税込み)の合計をいいます。

▼ 「収入」には

調査事項の「18 仕事からの1年間の収入または収益(税込み)」で記入した収入だけでなく年金や休業手当などの給付金、配当金、仕送金なども含めます。

27 不在者の有無

- 単身赴任、出稼ぎ及び入院以外の理由で住居を離れている人については記入しません。
- 家族以外の人でも、生計を共にしている単身の同居人や単身の住み込みの雇人が当てはまる場合は、「その他」に記入してください。

▼ 「入院している者」には

病院のほか療養所などに入院・入所している人も含めます。

10歳未満の世帯員について

一連番号	28 世帯主との続き柄			29 年齢 満年齢を記入してください	30 在学・在園の状況 ・延長保育 預かり保育などを利用している場合は それも含めた1日の合計時間について記入してください 保育所(園) 幼稚園 認定こども園などに在園 小学校に在学 在学・在園していない 学童保育などを利用している 学童保育などを利用していない ふだんの在園時間 4時間以下 5～7時間 8～10時間 11時間以上					31 ふだん世帯員以外の人から育児の手助けを受けていますか ・30欄に示すもの以外に 受けているものすべてに記入してください				
	子	孫	弟・妹 その他		受けている	受けていない	親族(祖父母など)から	近隣の知人(友人など)から	その他(ベビーシッター 保育ママなど)から					
1	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	9歳	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
2	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	6歳	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	歳	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	歳	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	歳	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

電話番号 (〇〇〇)××× - △△△△

わからないことがあった場合 問合せに利用させていただきます

10歳未満の世帯員について

▼ 10歳未満の世帯員が6人以上いる場合は

6人目以降の記入用にお配りした調査票に、10歳未満の世帯員に関する項目のみ記入してください。

30 在学・在園の状況

▼ 「保育所(園) 幼稚園 認定こども園など」は

認可の有無を問いません。

▼ 「在園時間」とは

- ・延長保育、預かり保育などを利用している場合は、それを含めた1日の合計時間を記入します。
- ・通園時間は、在園時間には含みません。
- ・時間の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

学習・自己啓発・訓練の種類	内容例示	国家試験・資格の例
1 英語	英語 英会話 英語検定	
2 英語以外の外国語	フランス語 ドイツ語 中国語 スペイン語 ロシア語 韓国語	
3 パソコンなどの情報処理	パソコンソフトの使用法 プログラミング パソコンによる資料作成方法	ITパスポート 基本情報技術者
4 商業実務・ビジネス関係	商業実務 経理実務 マーケティング実務 簿記 秘書 経営実務 速記 ホテル観光 珠算 編集広報 ビジネス英語	税理士 中小企業診断士 経営士 通訳案内士 マンション管理士
5 介護関係	在宅介護 訪問介護	介護福祉士 介護支援専門員 (ケアマネジャー)
6 家政・家事	家庭経営学 食物学 住居学 児童学 和洋裁 料理 アートフラワー 着付 作法 リビングアート	
7 人文・社会・自然科学	文学 言語学 歴史学 人文地理学 考古学 哲学 心理学 宗教学 図書館情報学 法学 政治学 行政学 経営学 会計学 経済学 社会学 社会福祉学 文化人類学 社会心理学 都市計画 数学 情報科学 物理学 天文学 化学 生物学 地質学 気象学 農学 林学 森林工学 獣医学 酪農学 海洋資源学 工学 医学関係	学芸員(補) 司法書士 行政書士 不動産鑑定士 宅地建物取引士 公認会計士 通関士 気象予報士 普及指導員 総合無線通信士 自動車整備士 電気主任技術者 一(二)級建築士 視能訓練士
8 芸術・文化	絵画 彫刻 手工芸 アニメーション グラフィックデザイン 音楽 舞踏 映像芸術 写真 書道	
9 その他	調理 理容 美容 親の在り方 教育学関係 社会福祉関係 一般教養 自動車の運転技能 時事問題関係(地球環境問題 福祉問題 雇用問題 青少年問題 国際政治 遺伝子問題 「いじめ」問題)	



ボランティア活動の種類	内容例示	
1 健康や医療サービスに関係した活動	<ul style="list-style-type: none"> 献血、献血活動への呼びかけ 巡回医療・診療 健康相談 薬に関するデータ提供 	<ul style="list-style-type: none"> 病院における活動(利用者サービスの向上のための協力、環境整備のための活動、入院患者の生きがいがづくりのための活動)
2 高齢者を対象とした活動	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者と若者(子供)との交流の場づくり 高齢者へのレクリエーション指導および相手 生きがいがづくりのための技能指導 ひとり暮らしの高齢者を家庭に招待 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の見守り活動や散歩相手、話し相手 寝たきりやひとり暮らしの高齢者への給食サービス 介護サービス
3 障害者を対象とした活動	<ul style="list-style-type: none"> 盲児・肢体不自由者の学校などへの誘導 障害者の学習指導 障害者へのレクリエーションまたは技能指導 在宅障害者への友愛訪問、訪問介助サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の社会参加協力(車イスの提供など) 点訳・朗読・レコーディング・手話などの奉仕 難病者への支援
4 子供を対象とした活動	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃん相談、子育てサロン 児童遊園地などでのレクリエーション指導 子供会や子育て団体の援助・指導 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の学習指導 児童保育 学校行事の手伝い
5 スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動	スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ教室における指導 スポーツ会場の警備
	社会教育	<ul style="list-style-type: none"> 各種講習会の開催 社会人大学の講師
	文化・芸術	<ul style="list-style-type: none"> 音楽家・芸術家の育成支援 伝統文化の継承と普及 市民劇団の開催 演劇の鑑賞会の企画 郷土の歴史研究
学術	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究、情報収集及び提供 学会・研究会・勉強会の支援 	
6 まちづくりのための活動	<ul style="list-style-type: none"> 道路に花を植える 道路・公園などの清掃 駅の自転車置き場の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 都市と農村の交流 地域団体のリーダーとしての活動 村おこし・地域おこしの活動
7 安全な生活のための活動	<ul style="list-style-type: none"> 地域の危険場所点検のための巡回 通学路の安全確保活動 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動 「火の用心」の巡回
8 自然や環境を守るための活動	<ul style="list-style-type: none"> 廃油を使った石鹸作りの指導 海浜美化活動(ゴミ集め) 環境教育の活動 	<ul style="list-style-type: none"> 野鳥の観察・保護 砂漠の緑化活動(または植林活動)
9 災害に関係した活動	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の確保・輸送 災害復旧のための資金の募集・現地での労力奉仕 	<ul style="list-style-type: none"> 炊き出しなどの災害時の救援 災害後の被災者への救援
10 国際協力に関係した活動	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流・国際親善 海外技術協力 	<ul style="list-style-type: none"> 海外への食料援助 留学生支援
11 その他	<ul style="list-style-type: none"> 人権相談 情報システム技術の提供 上記に挙げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護者の支援 消費者相談

